

○周南公立大学図書館規程

(令和 5 年 3 月 14 日規程第 4－8 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人周南公立大学組織規程（令和 4 年規程第 2－6－1 号）第 10 条第 2 項の規定に基づき、周南公立大学図書館（以下「図書館」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 図書館は、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の学術情報の収集、整理及び提供を行うことにより、広く学術の発展に寄与するとともに、本学の教職員及び学生の教育研究に資することを目的とする。

(図書館長)

第 3 条 図書館に図書館長（以下「館長」という。）を置く。

2 館長は図書館の業務を統括する。

3 館長は、本学の教授のうちから学長が任命する。

4 館長の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(図書館運営委員会)

第 4 条 図書館に、その管理運営に関する事項を審議するため、周南公立大学図書館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 5 条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 図書館の管理運営の基本方針に関する事項
- (2) 図書館の諸規程の制定及び改廃に関する事項
- (3) 図書の収集方針及び図書の購入に係る予算の編成
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、図書館に係る重要事項

(構成員)

第 6 条 委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 館長
- (2) 各学部の専任教員のうちから学長が任命する者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、学長が必要と認める者

(任期)

第7条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、館長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会の開催)

第9条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の委員会への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により委員会に出席した委員以外の者は、議決に加わる権利を有しない。

(事務)

第11条 委員会に関する事務は、図書館において行う。

(図書館の利用)

第12条 図書館の利用に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、図書館に関し必要な事項は、館長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、令和5年3月14日から施行し、令和4年4月1日から適用する。